273A SBI サウジアラビア株式上場投信

月次レポート

追加型投信／海外／株式／ ETF ／インデックス型　2026年10月30日基準

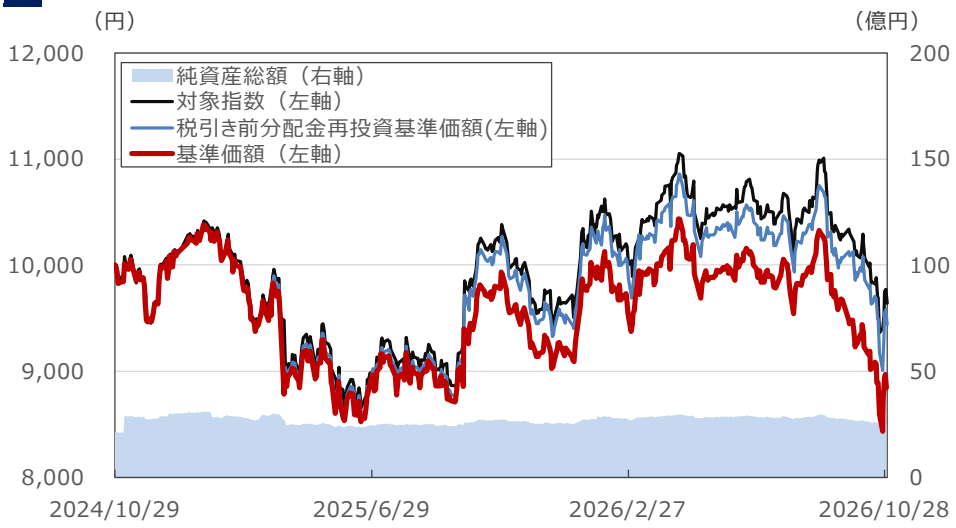
ファンド設定日：2024年10月29日

ファンドの目的：本ファンドは、MSCI サウジアラビア・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用実績

基準価額	前月末比	純資産総額
8,841円	▲388円	25.28億円

基準価額等の推移



※基準価額は1口当たり、信託報酬控除後の値です。
※対象指数は、MSCI サウジアラビア・インデックス（円換算ベース）です。
MSCI サウジアラビア・インデックスを委託会社にて円換算しています。
対象指数の詳細につきましては、後掲の ＜対象指数、MSCIについて＞ をご参照ください。
※対象指数は、ファンドの設定当初の値が基準価額と同一となるよう指数化しています。
※LSEG等のデータを基に当社作成

資産構成

本ファンドの組入状況	比率
SBI・サウジアラビア株式インデックス・マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%

マザーファンドの組入状況	比率
株式	98.8%
現金等	1.2%

※比率は純資産総額に対する割合です。
※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

1口当たり収益分配金（税引前）

決算期	決算日	分配金
第1期	2025/3/24	65円
第2期	2025/9/24	238円
第3期	2026/3/24	66円
第4期	2026/9/24	249円
－	－	－
設定来累計		618円

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆・保証するものではありません。

期間収益率

	設定来	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
ファンド	-5.56%	-4.20%	-6.72%	-10.96%	-7.86%	－	－
対象指数	-3.62%	-4.59%	-6.67%	-10.68%	-6.97%	－	－
差	-1.94%	0.39%	-0.05%	-0.28%	-0.89%	－	－

※ファンドの期間収益率は税引前分配金を再投資したものとして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。
※対象指数の算出日とサウジ証券取引所の営業日が一致しないため、ファンドの収益率と対象指数の収益率が乖離する場合があります。

SBI・サウジアラビア株式インデックス・マザーファンドのポートフォリオ

組入上位10銘柄　　銘柄数　29

	銘柄名	業種	比率
1	アルラジ銀行	銀行	17.15%
2	サウジ・アラビアン・オイル	エネルギー	15.31%
3	サウジ・ナショナル・バンク	銀行	10.30%
4	サウジ・テレコム	電気通信サービス	8.04%
5	サウジアラビアン・マイニング	素材	6.42%
6	サウジ・ベーシック・インダストリーズ	素材	4.14%
7	リヤド・バンク	銀行	3.69%
8	ＡＣＷＡパワー	公益事業	3.48%
9	アルインマ・バンク	銀行	3.11%
10	サウジ・アワール・バンク	銀行	3.10%

組入上位10業種

	業種	比率
1	銀行	43.79%
2	エネルギー	15.89%
3	素材	14.03%
4	電気通信サービス	10.11%
5	公益事業	4.64%
6	不動産管理・開発	2.49%
7	保険	1.89%
8	食品・飲料・タバコ	1.84%
9	ヘルスケア機器・サービス	1.82%
10	ソフトウェア・サービス	1.31%

※組入上位10銘柄および組入上位10業種の比率は、SBI・サウジアラビア株式インデックス・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 サウジアラビアの通貨であるリアルは1986年以来、米ドルに対して固定相場制を採用しています。この制度はサウジアラビア政府によって管理されていますが、将来この固定相場制が変更になった場合、為替リスクの影響がより大きなものになる可能性があります。 なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
信用リスク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。また、本ファンドは実質的にサウジアラビアの株式に集中して投資するため、サウジアラビアの経済、政治、政策、外国為替、流動性、税制、法律、規制のイベントにより、より大きな影響を受けやすく、多様なポートフォリオを持つファンドよりも価値の変動が激しい可能性があります。さらに、サウジアラビアの経済は石油輸出に支配されているため、石油価格の持続的な低下は経済全体に悪影響を及ぼす可能性があります。中東地域全体の不安定性も、経済に悪影響を及ぼす可能性があります。政治的リスクも存在し、サウジアラビアの政治的な動向、政府の政策の変更、規制要件の変更が、本ファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性があります。

対照指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
②ポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
③追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に同指数の採用銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
④ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
⑤ファンドの外貨建資産の評価に用いる為替レートと、同指数の計算に用いる為替レートに差異があること
⑥同指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きが当該先物の参照指数の値動きと一致しないこと
⑦信託報酬等のコスト負担があること
＊対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。
＊上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

その他のリスク

○本ファンドは、金融商品取引所に上場され、取引が行われます。本ファンドの市場価格は、取引時間中に変動するものであり、金融商品取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、基準価額から乖離することがあります。特に、本ファンドは、主にサウジアラビアの金融商品取引所で取引される株式に実質的に投資するものであり、サウジアラビアにおける休業日等の影響を受けることから、他のファンドと比べて設定・解約の申込不可日が多くなっており、裁定取引が入りづらいことによる乖離のリスクが高まりやすい傾向にあります。具体的な設定・解約の申込不可日については後述の手続き・手数料等、購入・換金申込受付不可日の欄をご確認ください。

その他の留意点

○ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○ 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
○ 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になること）が生じる可能性があります。
○ サウジアラビアの金融商品取引所で取引されている株式は、サウジアラビアの税制に従って課税されます。サウジアラビアにおける、非居住者による株式に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。サウジアラビアの税制・制度等は、変更となる場合があります。
○ 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
○ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
○ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
○ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
○ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
○ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れ株式等に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	500口単位とします。
購入価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に100.50%以内（2026年6月24日現在100.50%）の率を乗じて得た価額（「販売基準価額」）（ファンドの基準価額は１口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	500口単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して９営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次の各号の場合には、購入・換金の受付を行いません。 1．サウジ証券取引所およびサウジアラビアの銀行の休業日 2．サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前6営業日 3．サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前営業日が、ニューヨークの銀行の休業日となる場合は、「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前７営業日 4．サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」以外の休業日の2営業日前 5．毎水曜日 6．国内の休業日の前営業日 7．ニューヨークの銀行の休業日の2営業日前 8．計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内） 9．委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として、午後４時までの、販売会社が定める時限とします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金（解約）申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2024年10月29日）
繰上償還	次の場合には、償還となる場合があります。 ・設定日より3年経過後、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 次の場合には、償還となります。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・対象指数が廃止された場合 ・ＭＳＣＩ サウジアラビア・インデックスの計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合
決算日	毎年3月、9月の各24日 初回決算日は、2025年3月24日とします。
収益分配	年２回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ①信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし分配金がゼロとなる場合もあります。 ②売買益が生じても、分配は行いません。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額とします。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。） 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価です。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.50%以内（2026年6月24日現在100.50%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.50%以内（2026年6月24日現在0.50%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。 ＊ 今後、主要投資対象である株式において、金融取引税が導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託会社が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.50%以内（2026年6月24日現在0.50%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額とします。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。） 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	[ファンド] ファンドの日々の純資産総額に年0.1925%（税抜：0.175%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	（有価証券の貸付の指図を行った場合） 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%（税抜 50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類（目論見書、決算短信等）の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 ◆対象指数の商標の使用料 （2026年6月24日現在） ファンドの純資産総額に年0.03%の率を乗じて得た金額とします。 ◆受益権の上場にかかる費用 （2026年6月24日現在） ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税0.0075%） ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） 上記の対象指数の商標の使用料、受益権の上場費用およびこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 （信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人 資産運用業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （ファンド財産の保管・管理等を行います。）

＜対象指数、MSCIについて＞

○MSCI サウジアラビア・インデックス（MSCI Saudi Arabia インデックス）は、MSCI Inc.が開発した、サウジアラビア市場の大型・中型株セグメントのパフォーマンスを測定するよう設計されたインデックスであり、サウジアラビアの浮動株調整後時価総額の約85%をカバーしています。
※MSCI サウジアラビア・インデックス（円換算ベース）はMSCI サウジアラビア・インデックス（税引後配当込み）をもとに、委託会社が円換算したものです。
○MSCI Inc. は、世界の投資コミュニティーに、重要な意思決定支援ツールとサービスを提供するリーディング・カンパニーです。

MSCI サウジアラビア・インデックスの著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

本資料のご留意点

○本資料は、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料で、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
○本資料は、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。
○金銭の拠出により当ファンドの取得（追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社（指定参加者）よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。指定参加者につきましては、当社にお問い合わせください。